

(8) れんこん

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~4t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの		
化学肥料低減技術	① 肥効調節型肥料施用技術 ② 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 早生種 9.1kg/10a以下 早生種(長期どり) 16.3kg/10a以下 晩生種 21.6kg/10a以下	早生種 13.0kg/10a 早生種(長期どり) 23.2kg/10a 晩生種 30.8kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 天然物質由来農薬利用技術 ④ フェロモン剤利用技術 ⑤ マルチ栽培技術	化学農薬使用回数(成分数) 4回以下	5回

【その他留意事項】

- 腐敗病防止のため、冬期も湛水する。